

平成28年度若年技能者人材育成支援等事業
ものづくりマイスター認定申請書の提出期限

- ◎第1回目 平成28年4月20日（水）必着
（平成28年5月20日認定予定）

- ◎第2回目 平成28年6月15日（水）必着
（平成28年7月7日認定予定）

- ◎第3回目 平成28年8月17日（水）必着
（平成28年9月9日認定予定）

- ◎第4回目 平成28年10月19日（水）必着
（平成28年11月11日認定予定）

- ◎第5回目 平成28年12月28日（水）必着
（平成29年1月20日認定予定）

※上記、提出期限を厳守して下さい。
提出期限に間に合わない場合は、次期の認定になります。